

各位

会社名 株式会社フェニックスバイオ
 代表者名 代表取締役 島田 卓
 (コード番号: 6190 東証マザーズ)
 問合せ先 専務取締役管理部長 田村 康弘
 (TEL 082-431-0016)

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第21回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、2020年3月13日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社ウィズ・パートナーズ（以下、「ウィズ・パートナーズ」といいます。）が業務執行組合員を務めるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合及び三和澱粉工業株式会社を割当予定先とする第三者割当（以下、「本件第三者割当」といいます。）の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第21回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズ及び割当予定先である三和澱粉工業株式会社との間で投資契約書（以下、総称して「本投資契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	2020年3月30日	
(2) 新株予約権の総数	40個	
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は25,000,000円（額面100円につき金100円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償	
(4) 当該発行による潜在株式数	1,828,120株	
(5) 資金調達額	1,000,000,000円	
(6) 転換価額	547円	
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合 500,000,000円 三和澱粉工業株式会社 500,000,000円	
(8) 利率	本社債には利息を付しません。	
(9) その他	(1) 本社債の社債権者（以下、「本社債権者」といいます。）は、本新株予約権付社債の発行後、次に掲げる場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とします。以下、「繰上償還日」といいます。）の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額に110.0%の割合を乗じた金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 ① 当社の組織再編行為（当社が消滅会社となる第三者との合併、当社が第三者の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割） ② 当社の事業及び資産の第三者への全部又は重要な一部の譲渡 ③ 当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て ④ 当社の普通株式の上場廃止又はその決定 ⑤ 当社によるその時点で残存する本新株予約権の一部又は全部の取得の決定 ⑥ 当社が本投資契約に違反した場合であって、当該違反を治癒すべき旨の本社債権者からの催告後2週間以内に当該違反が治癒されない場合	

	<p>⑦ 当社の株券等に対する公開買付けに関する本社債権者の事前承諾のない当社の意見表明</p> <p>(2) 本投資契約において、以下の内容が定められる予定です。</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後180日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、普通株式、普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、(i)本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行、(ii)本新株予約権付社債の転換による普通株式の交付又は本新株予約権若しくは発行済みの当社新株予約権の行使による普通株式の交付、(iii)株式分割、並びに(iv)当社の取締役、監査役及び従業員（以下、「取締役等」という。）への譲渡制限付株式及びストック・オプションの付与（但し、当該譲渡制限付株式の数及びストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数の合計は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の6%以下とする。）その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要します。</p>
--	--

(2) 第21回新株予約権

(1) 割当日	2020年3月30日
(2) 新株予約権の総数	9,141個
(3) 発行価額	総額914,100円（新株予約権1個当たり100円）
(4) 当該発行による潜在株式数	914,100株（新株予約権1個当たり100株）
(5) 資金調達の内訳	<p>500,926,800円</p> <p>(内訳)</p> <p>新株予約権発行分 914,100円</p> <p>新株予約権行使分 500,012,700円</p>
(6) 行使価額	547円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	<p>第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。</p> <p>THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合</p>
(8) その他	<p>(1) 本投資契約において、以下の内容が定められる予定です。</p> <p>当社は、本新株予約権の発行後180日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、普通株式、普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、(i)本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行、(ii)本新株予約権付社債の転換による普通株式の交付又は本新株予約権若しくは発行済みの当社新株予約権の行使による普通株式の交付、(iii)株式分割、並びに(iv)当社の取締役、監査役及び従業員（以下、「取締役等」という。）への譲渡制限付株式及びストック・オプションの付与（但し、当該譲渡制限付株式の数及びストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数の合計は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の6%以下とする。）その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない。</p> <p>(2) 本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要します。</p>

2. 募集の目的及び理由

当社は、後記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の①PXBマウス^{*1}及びPXB-cells^{*2}の研究開発・用途拡大・顧客開拓、②PXBマウス及びPXB-cellsの供給体制整備・拡充のそれぞれの費用のための資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。その結果、割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから提案を受けたスキームは、本新株予約権付社債については、後記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社が本新株予約権付社債の発行時点で1,000,000,000円の資金が使用可能になり、本新株予約権については、後記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 本資金調達を選択した理由」に記載のとおり、かかるスキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断したため、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により資金調達を行おうとするものであります。

本資金調達を実施するにあたり、当社は長期的に安定した財務基盤を維持しつつ、PXBマウス及びPXB-cellsの用途拡大・顧客開拓、並びに供給体制整備に伴う将来の資金需要に対応できる機動的な資金調達手段かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段が必要であると判断し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

資金調達の目的

生物が元来持っている機能を利用することによりこれまでにない医療技術及び医薬品開発技術の実用化が期待される中、当社は、ヒト細胞の機能に着目し、この機能を維持したまま体外で大量に増殖させる細胞技術を開発してきました。当社グループは、当社と連結子会社3社により構成されており、マウスの肝臓の70%以上がヒトの肝細胞に置き換えられたキメラマウス^{*3} (PXBマウス) 及びPXBマウスから得られる新鮮ヒト肝細胞 (PXB-cells) を用いた医薬品開発、主に前臨床試験^{*4}過程における様々な受託試験サービスを主たる業務として事業を進めてきました。

医薬品の安全性、有効性を確保するためには、臨床試験^{*4}においてヒトでの代謝を確認することが必要ですが、PXBマウスでは薬を代謝するのに重要な臓器である肝臓の大部分がヒト肝細胞に置き換わっていることから、ヒトでの代謝を予測することができると考えられ、当社は製薬会社に対しPXBマウスを用いた医薬品候補物質の投与の受託試験サービスを提供してきております。また、PXBマウスはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスなど、ヒトの肝細胞にしか感染しないウイルスを研究するツールとなることも実証されており、抗ウイルス薬の開発にも利用されております。

世界の製薬業界では総売上高の多くがメガファーマ^{*5}によって占められており、これらのメガファーマは、全て主要な研究開発拠点を米国に有しており、当社グループが事業拡大を図るうえでは、北米での供給体制確立が不可避であると考え、2010年8月に完全子会社PhoenixBio USA Corporationを設立し、2015年3月より米国Charles River Laboratories, Inc. にPXBマウスの生産委託を開始し、さらに2017年11月に当社と同様にヒト肝細胞キメラマウスを生産し、受託試験サービスを行ってきたカナダのKMT Hepatech, Inc. の株式を取得し完全子会社化しました。また、北米製薬企業やCRO^{*6}とのパイプを持つコンサルティング会社との提携等によって北米を中心とした海外展開に注力してまいりました。

前述のとおり、当社グループの事業は、PXBマウスを用いた受託試験サービスを中心に展開してまいりました。PXBマウスは抗肝炎ウイルス薬の薬効評価ツールとして市場から高い評価を得ており、肝炎分野の受託試験サービスは、現在の当社グループの売上構成の過半を占めております。しかしながら、今後優れた抗肝炎薬が上市された場合、肝炎分野の受託試験サービス市場が収束すると予想されることから、当社グループは、より大きな市場であり、ほぼ全ての医薬候補が対象となる安全性試験・薬効試験^{*7}分野でのPXBマウス及びPXB-cellsの普及に努めております。同分野でのPXBマウス及びPXB-cellsの普及のため、国内外の製薬企業、大学並びに研究機関と同分野でのPXBマウス及びPXB-cellsの有用性についての共同研究を通じて学術データとしての実績を積み上げてきておりますが、今後の更なる市場拡大のためには、複数のCROとの共同研究によるPXBマウス及びPXB-cellsの有用性検証、用途開発及び新たな疾患モデルの開発などを進めることにより、安全性試験・薬効試験分野でのPXBマウス及びPXB-cellsの認知度向上に努める必要があります。近年、国内、海外製薬企業が研究開発の固定費の削減、効率化の推進のため業務の外部委託を促進しており、CROの市場は拡大してきております。当社グループは、この流れに乗り、CROを通じてPXBマウス及びPXB-cellsの安全性試験・薬効試験分野での認知度をより一層高めることが、販路拡大につながる好機と考えております。

そのため、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の①PXBマウス及びPXB-cellsの研究開発・用途拡大・顧客開拓、②PXBマウス及びPXB-cellsの供給体制整備・拡充のそれぞれの費用が新たに必要となることから、当社取締役会は、慎重に必要性和合理性の双方の観点から審議を行った結果、今般、当該活動のための資金調達を行うことを決定いたし

ました。

当社としましては、今回の資金調達を通して上記の活動資金を確保することにより、コンソーシアム^{※8}参加企業（「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」（注）4. ご参照）、並びにCROにおける研究開発・用途拡大を通じてPXBマウス及びPXB-cellsの需要拡大をスピードアップするとともに、PXBマウス、PXB-cellsの生産体制を強化してこの需要に応えることにより、中長期的な企業価値向上を図る方針であり、本件第三者割当は株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様利益に資するものと判断しております。

なお、今回の資金調達による具体的な資金用途及び支出予定時期につきましては、後記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載しております。

（参考）

- ※1 PXBマウス：当社が製品化した、マウス肝臓に含まれる肝細胞の70%以上がヒト肝細胞で置換されたヒト肝細胞キメラマウスです。日本、米国、欧州、中国等で商標登録されています。当社では、ヒト肝細胞キメラマウス研究で世界的に利用されているThe Jackson Laboratory社（米国）のuPAトランスジェニックマウスに代わり、cDNA-uPAマウスを、公益財団法人東京都医学総合研究所、中外製薬株式会社との共同研究で開発し（国際特許取得済み）、これをホスト動物としてPXBマウスを生産しています。このホスト動物を利用することにより、PXBマウスは、より長期間、安定的にヒト化状態を維持できるという特長があります。
- ※2 PXB-cells：PXBマウスの肝臓から分離された新鮮ヒト肝細胞で、薬物代謝、酵素誘導・阻害、安全性、トランスポーター評価、抗HBV薬効評価などの医薬品開発研究に利用されています。日本、米国、欧州、中国等で商標登録されています。
- ※3 キメラマウス：キメラとは、同一の個体内に異なる遺伝情報を持つ動物です。ヒト肝細胞キメラマウスは、マウスにヒトの肝細胞を移植し、マウス肝臓がヒトの肝細胞に置換していることから、マウスとヒトの遺伝情報を有しています。
- ※4 前臨床試験・臨床試験：臨床試験とは、新薬候補化合物の有効性や安全性を実際にヒトに投与し確認することであり、前臨床試験（非臨床試験ともいいます）とは、臨床試験に先立ち、動物等を用いてこれらを確認することです。臨床試験に先立ち、前臨床試験でヒトにおける有効性や安全性を予測する精度を高くすることが、医薬品開発において重要とされています。
- ※5 メガファーマ：売上高で上位にランクされ、潤沢な研究開発費用をもって新薬開発する製薬企業を指し、その多くはグローバルに研究開発拠点を持っています。
- ※6 CRO（Contract Research Organization：受託試験機関）：医薬品開発に必要な前臨床試験や臨床試験を製薬企業から受託し、試験サービスを提供する機関です。
- ※7 安全性試験・薬効試験：前臨床試験の工程において、医薬候補品のヒトにおける毒性の有無を評価する試験を安全性試験といい、有効性を評価する試験を薬効試験（又は薬効薬理試験）といいます。
- ※8 コンソーシアム：当社が北米において立ち上げた「CMHLコンソーシアム」では、PXBマウスの利用に興味を持つ製薬企業等から参加メンバーを募り、当社が無償提供するPXBマウスを用いて参加メンバーが安全性試験、薬物動態試験、薬効試験などの実験研究を行います。その成果はコンソーシアム内で共有・検討したのち、学会や科学論文に発表することを目標としています。参加メンバーは大手製薬企業8社、北米CRO1社、国内大学1校となっております（2020年2月末現在）。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、転換期間を約3.8年間とする本新株予約権付社債（調達額1,000,000,000円）、及び、行使期間を約3.8年間とする本新株予約権（最大調達額500,012,700円）を第三者割当の方法によって割り当てるものです。本新株予約権付社債においては、発行時点において1,000,000,000円の資金が調達でき、本新株予約権においては、段階的に資金を調達できる仕組みとなっております。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権付社債の一部又は全部の償還を行うこと及び本新株予約権の一部又は全部を取得することができます。

(2) 本資金調達を選択した理由

①株価への影響の軽減

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日（2020年3月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

である547円に決定いたしました。当該転換価額及び行使価額については、発行後に修正が行われない仕組みとなっています。当該転換価額及び行使価額の決定については、割当予定先と当社株式の各期間における市場での売買出来高や株価変動、決算短信等の情報開示からの期間等を協議した上で、総合的に判断いたしました。

本件第三者割当による資金調達には、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、本新株予約権付社債の転換や本新株予約権の行使が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

②希薄化の抑制

転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行される可能性があるため、希薄化は、新株のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。

また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては円滑な本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達が実現できます。

③資本政策の柔軟性

本新株予約権付社債については、一定の条件下において当社の判断によりその全部又は一部を償還することが、本新株予約権については、一定の条件下において当社の判断によりその全部又は一部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

④追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、無利息による資金調達を行うと共に、当社の技術・事業開発の進捗及び資金需要に応じて本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

⑤第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

本新株予約権付社債は、その特性上、当初には本社債の元本部分の払込みが行われ資金調達が実現できますが、本社債権者が本新株予約権付社債の転換を行わない場合には、手持ち現金を原資として、本新株予約権付社債の償還を実施する予定です。

⑥第21回新株予約権

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、本新株予約権は、上記のとおり、既存株主保護の観点から一時的な希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図しつつ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うことを企図して設けられたものであります。

本新株予約権については、取得条項が付されており、当社は会社法の規定に従って、1か月前に通知又は公告をした上で、残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができます。

以上から、当社の置かれている現在の状況、他の選択肢とを比較検討した結果、今回、本新株予約権付社債及び本新株予約権という調達手法が最良の選択であると認識しております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,500,926,800円
(内訳)	
(ア) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行	1,000,000,000円
(イ) 第21回新株予約権の発行	914,100円
(ウ) 第21回新株予約権の行使	500,012,700円
② 発行諸費用の概算額	13,860,000円
③ 差引手取概算額	1,487,066,800円

- (注) 1. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用4,000,000円、新株予約権等算定評価報酬費用3,000,000円、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用2,860,000円、登録免許税1,800,000円、その他の事務費用2,200,000円（有価証券届出書作成、変更登記費用等）の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

〈本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途〉

	目的	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	PXBマウス及びPXB-cellsの研究開発・用途拡大・顧客開拓	(a) 研究開発・用途拡大のためのコンソーシアム活動資金	200	2020年4月～2023年3月
		(b) 用途拡大・顧客獲得のためのCRO会社との業務提携資金	100	2020年4月～2023年3月
②	PXBマウス及びPXB-cellsの供給体制整備・拡充	(c) 本社生産設備の整備・改修	150	2020年4月～2023年3月
		(d) 供給体制拡充のための外注委託資金	550	2021年4月～2024年3月

① PXBマウス及びPXB-cellsの研究開発・用途拡大・顧客開拓

(a) 研究開発・用途拡大のためのコンソーシアム活動資金

当社の主力商品であるPXBマウスは、肝臓の70%以上がヒト肝細胞で構成されている実験動物であるという特性を生かして、医薬品開発における創薬ツールとして利用されてきました。とりわけ、ヒトにおける薬物動態の予測においては、代謝物の定性的な解析のみならず、ファーマコキネティクスと呼ばれる薬物の血中濃度推移においても、薬物のヒト体内での挙動を予測するモデルとして、世界的にも高い評価を得てきました。

その結果、海外売上が当社グループ全売上の7割を占めるにまで至っておりますが、当社では、さらなる用途拡大と海外売上拡大を目指して、北米にて製薬企業研究者を中心としたCMHLコンソーシアム（以下、単に「コンソーシアム」といいます。）を立ち上げました。コンソーシアムでは、参加企業にPXBマウスを無償で提供することにより、製薬企業内でのPXBマウスを利用した有用性検証を促進すると同時に、その成果を学会、科学論文に発表して参りました。コンソーシアム参加者は2020年2月末現在、大手製薬企業8社、北米CRO1社、国内大学1校となりましたが、今後さらに製薬企業の参加者を増やして研究成果をPXBマウスのプロモーション活動に利用していくと同時に、コンソーシアムとFDA（米国食品医薬品局）の連携を図ることにより、公的機関や規制当局への認知度も高めていくことが重要と考えております。コンソーシアムには2020年4月から2023年3月まで、PXBマウスを毎年500匹（50百万円相当）無償提供し、また自社内での動物実験が難しい参加企業のための試験委託費として毎年200万円を準備するため、3年間で200万円を充当することを予定しております。

コンソーシアム活動では、従来より注目されてきた薬物動態試験や安全性試験に加えて、新しい

薬の形態である核酸医薬や、生活習慣病から発症するといわれる非アルコール性肝障害（NASH）のような新しい治療ターゲットなどがテーマになってきております。前述の通り、コンソーシアム活動によって得られたデータは専門学会や学術論文に発表されるため、コンソーシアム活動を活発化させることによって、これら新しい分野の研究者におけるPXBマウスの知名度を向上させ、利用を促進することに寄与します。さらに、参加企業自身のPXBマウスに関する知見が蓄積されることによって、自社開発品への利用が促進され、これらの成果が2021年3月期以降の売上増に大きく貢献することが期待されます。

(b) 用途拡大・顧客獲得のためのCRO会社との業務提携資金

また当社では、直接販売だけでなく、受託試験として顧客企業や研究機関からPXBマウスやPXB-cellsを利用した試験を受託し、結果を顧客に提供するサービスも展開しております。従来は主に、当社の試験部門でのみサービス提供をして参りましたが、用途が広がるにつれ、安全性や核酸医薬といった分野の専門性を生かしたサービス提供も必要となってきたことから、外部のCROとの連携をめざしております。すでに日本国内で4社、北米で1社との業務提携関係にありますが、さらに北米、欧州、アジアでのCROとの連携を広げることで、新世代、次世代医薬品への利用を促進し、多くのニーズを取り込むことができると期待しています。当社営業によりこれらCROに再委託、若しくは紹介する形で受託試験を展開するのみならず、それぞれの特性を生かしたサービスを展開することで、これらCROが独自営業によってPXBマウス、PXB-cellsを利用したビジネスを獲得することも重要であります。とりわけ、大市場は見込めるものの、現在は十分に需要を取り込めていない化学品分野へのPXBマウスの利用拡大、あるいは、動物実験を行うことが困難な食品業界における安全性試験や脂質代謝試験へのPXB-cellsの利用拡大など、CROとの連携を通じて化学品業界、食品業界へ市場を拡げていくことが重要と考えられます。このため、用途開発用として当社よりPXBマウス、PXB-cellsを無償提供することにより、CRO各社がそれぞれの独自性を発揮できるサービスを開発することを促進してまいります。

併せて、新規な業務提携先CROにとって、新たなサービスを立ち上げる準備として、技術習得のためのPXBマウス、PXB-cellsも必要となります。

これらCRO各社へのPXBマウス、PXB-cells無償提供のための資金として、2020年4月より2023年3月までの3年間でPXBマウス（PXB-cells原料としてのPXBマウスを含めて）100百万円分を充当することを予定しております。

その成果として、CROへのマウス供給が大きく伸長し、2021年3月期以降の売上増に寄与することが期待できます。

② PXBマウス及びPXB-cellsの供給体制整備・拡充

(c) 本社生産設備の整備・改修

前述の①によるプロモーション効果による海外受注・売上の伸長に伴い、PXBマウス、PXB-cellsの供給能力を拡充する必要が生じます。

具体的には、核酸医薬や遺伝子治療薬などヒト特異的な遺伝子をターゲットとした治療薬開発における安全性の検証や、非アルコール性肝炎や脂質代謝異常の治療薬の開発における薬効の確認といった分野で、PXBマウス、PXB-cellsの需要が伸長すると期待されます。またその販売チャンネルも、顧客への直接のサービス提供、製品供給だけでなく、国内外CROが獲得する受託試験サービスへの製品供給というチャンネルも伸長することが期待されます。その結果を踏まえた将来の需給予測より、2023年3月期のPXBマウス、PXB-cellsの需要はそれぞれ、8,100匹、5,000枚と見込んでおります。PXBマウスに関しては、受託試験や販売に6,500匹、CRO、コンソーシアム活動、並びに自社の研究開発に利用するマウスが1,600匹と計画しております。一方、現在の供給体制では、年間PXBマウス5,500匹、PXB-cells 1,750枚（うち、本社：PXBマウス4,500匹、PXB-cells 1,500枚、KMT Hepatech, Inc.：PXBマウス1,000匹、PXB-cells 250枚）の能力がありますが、2023年3月期には、国内、海外合わせて、最低でも年間PXBマウス10,000匹、PXB-cells 5,000枚の供給能力が必要になると見込んでおります。特にPXBマウスについては標準稼働率8割として10,000匹の生産能力が必要となります。また、実験動物の外部供給を本格化するうえで、国際認証機関であるAAALAC※9の認証を受けることで、①で計画した顧客やCROへの供給が、よりスムーズになると期待されます。

これら国際認証取得と供給体制拡充を目的として、本社生産設備の整備に150百万円を2020年4月から2023年3月までの期間に充当することを予定しております。その成果として、後記(d)の外注委託による供給分を含めて、国内のPXBマウス供給能力を6,500匹に引き上げます。

(参考)

※9 AAALAC (Association for Assessment and Accreditation of Laboratory Animal Care International) : 米国イリノイ州に拠点を置く非営利団体で、国際的な動物福祉の基準に配慮されて動物実験が行われていることを認証する国際機関。日本においては、動物実験に対して国の免許制度はなく、文部科学省や厚生労働省が定める指針に基づいて行うこととなっていますが、当社が国際基準で動物飼育・実験を行っていることを認証してもらうことにより、海外製薬企業のみならず、国内製薬企業との取引拡大がより円滑になると考えられます。

(d) 供給体制拡充のための外注委託資金

一方、生産能力拡大のために、すでにカナダ子会社のKMT Hepatech, Inc. に新設備を建設中ですが、前述の需要に応えるための施策として外部の実験動物飼育会社の協力により、ヒト肝細胞移植後の仔マウスを飼育し、顧客やCROに供給する体制を組んで参ります。

かかる供給体制拡充を目的として、日本国内、並びに北米の実験動物飼育会社への飼育委託外注費として550百万円を2021年4月から2024年3月までの期間に充当することを予定しております。その成果として、前記(c)の本社生産設備の整備による効果を含めて、国内のPXBマウス供給能力を6,500匹に、北米でのPXBマウス供給能力を3,500匹に引き上げます。

また、2025年3月期以降のさらなる需要に備えるため、2022年4月から2024年3月までの期間に、北米に新規購入する設備として487百万円を充当することを予定しております(以下のeをご覧ください)。その成果として、新たにPXBマウス5,000匹、PXB-cells 5,000枚の供給が可能になると期待されます。

<本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途>

目的	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
PXBマウス及びPXB-cellsの供給体制整備・拡充	(e) 供給体制拡充のための設備購入資金	487	2022年4月 ～ 2024年3月

(e) 供給体制拡充のための設備購入資金

上記「<本新株予約権付社債により調達する資金の具体的な使途>」に記載の通り、当社は、本新株予約権付社債により調達する資金をPXBマウス及びPXB-cellsの供給体制整備・拡充に充当いたしますが、2025年3月期以降のさらなる需要に備えるため、2022年4月から2024年3月までの期間に、北米に新規購入する設備として487百万円を充当することを予定しております。その成果として、新たにPXBマウス5,000匹、PXB-cells 5,000枚の供給が可能になると期待されます。

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、従来の経験則に基づいて試算した概算値であります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは当社の取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、法令等に従い適時適切に開示します。
2. 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
3. 上記①(a)及び(b)並びに②(c)及び(d)の間には、調達資金の充当について優先順位はありません。実際に調達した資金は、上記具体的な資金使途の支払が発生した順に応じて充当いたします。また、資金使途の実行時において、資金調達が行われていなかった場合や、調達した資金が、上記予定の調達する資金に達しない場合は、自己資金の充当を含め、新たな資金調達を行う必要があります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当により調達する資金は、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

- ① 本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日（2020年3月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値547円と同額といたしました。
- ② 本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準といたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、2020年2月14日付「2020年3月期第3四半期 決算短信」において公表した直近の四半期末の財務状況を踏まえて形成されていると考えられる発行決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価（小数点以下切り上げ、以下同様）713円に対し23.28%（小数点第3位を四捨五入、以下同様）のディスカウント、発行決議日の前取引日を基準とした過去3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価779円に対し29.78%のディスカウント、また、過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価858円に対し36.25%のディスカウントとなっております。
- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行条件及び本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して価値算定を依頼しました。

本新株予約権付社債については、株価（取締役会決議日の前取引日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（約3.8年間）、無リスク利率（-0.229%）、株価変動性（50.12%）、発行会社及び割当予定先の行動、その他本新株予約権付社債の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）とプルータス・コンサルティングの算定した公正価値（額面100円当たり約97円）を比較した上で、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

- ④ 本新株予約権については、株価（取締役会決議日の前取引日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（約3.8年間）、無リスク利率（-0.229%）、株価変動性（50.12%）、発行会社及び割当予定先の行動（割当予定先は、本新株予約権付社債が残存しておらず株価が行使価額を上回っている場合、権利行使を行い取得した株式を売却するものとする。ただし、1度の権利行使では50個（5,000株分）ずつ行使するものとし、売却にあたっては、1日当たり売買出来高平均値（約20,000株/日）の約25%（約5,000株/日）を目安に、日々売却するものとし、保有する株式を全て売却した後、次の行使を行うものとする。当社は、基本的に権利行使を待つものとする。ただし、株価が発行時株価の250%を超過した場合、本新株予約権を取得するものとする。）、その他本新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の、1個当たりの払込価額を、100円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。かかる本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しております。

なお、当社監査役3名（うち東京証券取引所の定めに基づく独立役員である社外監査役2名）からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記のプルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でなくかつ適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

- ・ 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について、監査役会として本件第三者割当の担当取締役らによる説明を受け、資金調達目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・ プルータス・コンサルティングは企業価値評価実務、発行実務を熟知しており、これらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を豊富に有し、また当社経営陣から独立していると認められること。

- ・ 発行条件等については企業価値評価に定評のあるプルータス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・ プルータス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権付社債及び本新株予約権のいずれも有利発行に該当しないこと。
- ・ 上記の点から、プルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

- ① 発行数量に関しては、当社株式の直近6ヶ月（118取引日）の売買高は1,652,900株、3ヶ月（58取引日）では1,112,400株、1ヶ月（20取引日）では199,500株に対し、本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,828,120株、転換期間は約3.8年間、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で914,100株、行使期間は約3.8年間、本件の対象となる合計株式数2,742,220株を約3.8年間で消化するためには、それぞれ直近6ヶ月の売買高ベースでは一日平均売買高の21.83%（ $= 2,742,220 \div (1,652,900 \times 2 \text{ 半期} \times 3.8 \text{ 年})$ ）、直近3ヶ月の売買高ベースでは一日平均売買高の16.22%（ $= 2,742,220 \div (1,112,400 \times 4 \text{ 四半期} \times 3.8 \text{ 年})$ ）、直近1ヶ月の売買高ベースでは一日平均売買高の30.14%（ $= 2,742,220 \div (199,500 \times 12 \text{ ヶ月} \times 3.8 \text{ 年})$ ）となり、合理性があるものと考えております。また、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の転換価額・行使価額は固定されており、割当予定先による過度の売却が割当予定先の利益にそぐわないこと、また保有株式の売却の際には、割当予定先は市場に配慮したうえで行う旨、口頭で伺っていることから、割当予定先による過度な売り圧力とはならないと認識しております。
- ② 本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,828,120株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。
- ③ 本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で914,100株であり、本新株予約権については、一定の条件のもと当社の判断により残存している本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。
- ④ 上記のとおり、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、合計最大で2,742,220株（議決権の数は27,421個）であり、2020年3月13日現在の発行済株式総数 2,934,000株（総議決権数29,327個）に対して、合計 93.46%（議決権比率 93.50%）となります。
- ⑤ 当社としましては、企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る発行数量は、純資産の充実、及び当社の資金需要に対応する資金を確保できるという点において、有用と判断しております。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換価額及び行使価額が固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額及び行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、割当予定先の持つノウハウ、ネットワークを活用して、成長投資を行うことで企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

- ⑥ 本件第三者割当による資金調達は希薄化率が93.50%（議決権の総数に対する割合）となり、25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立したものによる当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。そこで、「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、当社は、本件第三者割当に関する決議を行った2020年3月13日の当社取締役会に先立ち、社外の専門家（弁護士 若林元伸氏）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員である当社の社外監査役2名（佐柄春春氏及び岡野浩巳氏）、計3名で構成された第三者委員会より、本件第三者割当の必要性及び相当性についての意見を取得しております。

したがって、当社としましては、財務状況の強化及び事業構造の改革に係る資金を確保することを

目的とする今回の第三者割当による本新株予約権社債及び本新株予約権の募集の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 三和澱粉工業株式会社 (本新株予約権付社債 500,000,000円) (2019年3月31日現在)

名称	三和澱粉工業株式会社		
所在地	奈良県橿原市雲梯町594番地		
代表者の役職・氏名	代表取締役 伊藤 歩		
事業内容	澱粉及び澱粉加工品の製造販売		
資本金	5億円		
設立	昭和22年1月9日		
発行済株式数	10,000,000株		
決算期	3月31日		
従業員数 (2019年3月31日現在)	253名		
主要取引先	株式会社カーギルジャパン、豊田通商株式会社、住友商事株式会社、三和商事株式会社、三和興産株式会社		
主要取引銀行	株式会社南都銀行、株式会社三井住友銀行		
大株主及び持株比率	1. 30.8% 三和商事株式会社 2. 11.8% 三和興産株式会社 ※上記以外に10%以上の株主はおりません。		
当事会社間の関係	資本関係	間接所有で56.24%	
	人的関係	支配株主の森本俊一氏が代表取締役会長	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	その他の関係会社	
最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決 算 期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
純 資 産	21,470	22,815	23,006
総 資 産	48,040	48,199	48,361
1株当たり純資産 (円)	2,147.05	2,281.50	2,300.66
売 上 高	26,166	26,009	26,226
営 業 利 益	1,903	1,360	764
経 常 利 益	2,107	1,674	1,128
親会社株主に帰属する当期純利益	699	437	569
1株当たり当期純利益 (円)	69.91	43.71	56.99
1株当たり配当金 (円)	12	10	10

② THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

(本新株予約権付社債 500,000,000円、本新株予約権 9,141個)

(2020年1月31日現在)

名称	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
組成目的	日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成29年1月20日	
出資の総額	4,000,000,000円（出資約束金額の総額は6,000,000,000円） （2020年3月13日現在）	
出資者・出資比率・出資者の概要	1. 20.00% 日本メナード化粧品株式会社 2. 16.66% あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ※上記以外に10%以上の出資者はありません。なお、本組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは1.66%を出資しております。	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 9.63% 松村 淳 2. 9.09% 東海東京インベストメント株式会社 3. 81.28% その他25名
上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。

※ 当社は、割当予定先である三和澱粉工業株式会社及びその役員及び主要株主である三和商事株式会社及び三和興産株式会社、並びに割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ並びにその代表者及び役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台3丁目2-1代表取締役会長兼社長 荒川一枝）に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

1. 公開情報：登記簿謄本等の官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集
2. 独自情報：公知情報から株式会社トクチョーが独自に構築した反社会的・市場勢力のデータベースとの照合

これらの調査を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。また、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の他の出資者のうち東京証券取引所に上場する会社についてはコーポレートガバナンス報告書及び行動規範を確認し、未上場企業及び個人については、株式会社トクチョーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報

告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主・主な出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の置かれている状況、技術力、事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2)本資金調達を選択した理由」に記載の理由、配慮に基づき、転換社債型新株予約権と新株予約権により調達すること、及び、その割当予定先として、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合、ならびに三和澱粉工業株式会社とすることに決定いたしました。

THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、医薬品開発を含めたヘルスケア産業に強く、従来より当社の事業の将来性に注目しておりました。当社の資金調達の検討過程においては、成長期を迎えたヘルスケア関連事業に投資するファンドであり、トラックレコードを十分に持っているTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合より最良の調達スキームを提案していただき、また、人的及びビジネス上のネットワークを保有し、ヘルスケア分野での事業展開支援において豊富な経験と実績がある株式会社ウィズ・パートナーズからの提案であることを勘案した結果、この度の資金調達総額15億円の内、転換社債型新株予約権5億円と新株予約権5億円の併せて10億円の割当予定先として選定いたしました。

また三和澱粉工業株式会社は、当社の大株主である三和商事株式会社が属する三和澱粉グループの中核企業であり、当社の事業内容と経営方針にきわめて理解が深く、また当社の置かれている状況を十分理解しております。同グループは、当社の経営方針である「生命を科学することで人々の健康増進に貢献し、人類の進歩発展に寄与する」ことに当社の黎明期より賛同と理解をいただき、これまで三和商事株式会社からは多大な資金的支援をしていただきました。今回、当社は事業を拡大することにより更なる社会貢献を果たす為に、世界戦略と積極的に攻める決断をしたことについても賛同して頂き、当社としても同グループから最大限の支援を得ることができると考えております。そこで、この度の資金調達総額15億円の内、転換社債型新株予約権5億円についての割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

①三和澱粉工業株式会社

三和澱粉工業株式会社は1946年に奈良県橿原市において創業し、輸入とうもろこしを原料として、澱粉、澱粉加工品及び糖化製品の製造・販売を主な事業としております。また、当社の大株主である三和商事株式会社が属するグループの中核企業であり、医療分野の発展に寄与するため成長が期待されるバイオ関連企業に対しても長きに渡り投資を行っております。本新株予約権付社債の引受けも、これらバイオ関連企業への投資の延長線上にあるものであり、本新株予約権付社債及び本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針につきましては、以下の通り口頭にて確認しております。

1. 本転換社債型新株予約権を償還期限までに権利行使する。
2. 権利行使して取得した株式は基本的に長期間保有するが、当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら売却することもある。
3. 長期間保有する場合であっても、従来通り当社の経営に関与する意思はない。

割当予定先である三和澱粉工業株式会社が本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。当社がかかる承認をする場合には、譲渡予定先の財産の存在、譲渡予定先及びその役員及び主要株主が暴力団等の反社会的勢力であるか否か及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否か、並びに譲渡予定先が本新株予約権付社債の行使条件等を承継することを確認するとともに、当該譲渡に関して必要とされる適切な開示を行うこととします。

②THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、当社に対する投資については、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の通りに使用されるほか、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して国内外の企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。

割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権並びに本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針につきましては、以下の通り口頭にて確認しております。

1. 原則として、長期間保有する意思や当社の経営に関与する意思はなく、市場動向、投資家の需要、当社の事業提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であり、具体的には、市場での売却のほか、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標であること。
2. 当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使並びに当社普通株式の売却を行うこと。
3. 本件第三者割当に伴い割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、当社大株主の三和商事株式会社保有する当社普通株式について借株（貸借期間2020年4月以降3か月更新、貸借株数は当社普通株式200,000株、貸借利率は0.2%）を行う旨を投資契約書へ記載し、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行うこと。但し、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当ての転換価額及び行使価額に影響を与える売付けは行わないこと。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わないこと。

但し、割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。また、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の顧客や提携先の紹介などの事業に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることもあるため、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が本新株予約権付社債又は本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。当社がかかる承認をする場合には、譲渡予定先の財産の存在、譲渡予定先及びその役員及び主要株主が暴力団等の反社会的勢力であるか否か及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否か、並びに譲渡予定先が本新株予約権付社債の行使条件等を承継することを確認するとともに、当該譲渡に関して必要とされる適切な開示を行うこととします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の払込みに要する財産の存在については、その業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、割当予定先の2020年3月2日現在の預金残高照会帳票を入手し、本件第三者割当の引受に要する資金約21.5億円の組合財産を保有していることを確認しており、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込金額並びに本新株予約権の行使に係る払込金額のための資力は十分であると判断しております。

割当予定先である三和澱粉工業株式会社の払込みに要する財産の存在については、同社から、割当予定先の2020年3月4日現在の預金残高照会帳票を入手し、本件第三者割当の引受に要する資金5億円の自己資金を保有していることを確認しており、本新株予約権付社債の発行に係る払込金額の払込みのための資力は十分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴い、当社大株主である三和商事株式会社及びその社長である森本俊一氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合への貸株を行う予定です。割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2019年9月30日現在）		募集後	
三和商事株式会社	34.36%	三和商事株式会社	17.76%
森本 俊一	17.25%	三和澱粉工業株式会社	16.10%
株式会社特殊免疫研究所	4.40%	森本 俊一	8.91%
株式会社バイオインテグレンス	3.20%	株式会社特殊免疫研究所	2.27%
株式会社叡拳	3.00%	株式会社バイオインテグレンス	1.66%
積水メディカル株式会社	2.73%	株式会社叡拳	1.55%
中外テクノス株式会社	1.94%	積水メディカル株式会社	1.41%
三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合	1.87%	中外テクノス株式会社	1.00%
株式会社SBI証券	1.16%	三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合	0.97%
島田 卓	0.73%	株式会社SBI証券	0.60%

- (注) 1. 割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の保有方針は前記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」記載のとおり、長期保有ではありませんので、募集後の大株主及び持株比率は省略しております。
2. 募集前の持株比率は、2019年9月30日現在の株主名簿をもとに算出しています。
3. 募集後の持株比率は、募集前の株式数を基に、本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て転換又は行使された場合に増加する株式を加えて算出しております（但し、上記（注）1. の通り、割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が保有する予定の本新株予約権付社債及び本新株予約権が転換又は行使された場合に増加する株式については、募集後の持株比率に含まれていないため、募集後の持株比率に反映されているのは、割当予定先である三和澱粉工業株式会社が保有する予定の本新株予約権付社債が全て転換された場合に増加する株式となります。）。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

9. 今後の見通し

本件第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による影響は、その効果が中長期的におよぶものであり、当期（2020年3月期）の業績に与える影響は軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

前記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通り、本日現在の発行済株式に係る総議決権数に対して最大93.50%の希薄化が生じます。このため、希薄化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きを要します。また、後記「11. 支配株主との取引等に関する事項 (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載の通り、本新株予約権付社債の割当予定先である三和澱粉工業株式会社は、当社の支配株主（親会社）である三和商事株式会社が属するグループの中核企業であることから、当社は、本件第三者割当について、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2の定めにした手続きを講じることとしました。

そこで、当社は、本件第三者割当に関する決議を行った2020年3月13日の当社取締役会に先立ち、社外の専門家（弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士 若林元伸氏）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員である当社の社外監査役2名（佐柄正春氏及び岡野浩巳氏）の計3名で構成された第三者委員会から客観的な意見を求めるため、本件第三者割当に関する事項（本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の目的及び理由、資金調達額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、本件第三者割当後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し等）について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、第三者委員会から、以下のように判断する旨の意見を2020年3月12日付で取得しております。

第三者委員会の意見

本件第三者割当の必要性及び相当性について問題がなく、かつ当社の少数株主に不利益を与えるものではないと考えます。

上記結論に至った理由として、本件第三者割当の必要性については、PXBマウスの受託試験業務は貴

社の主力事業であり、貴社の業績向上のために当該事業の更なる拡大、及び新規サービスの導入が不可欠であるところ、そのための先行投資として、当該事業における研究開発・用途拡大のためのコンソーシアム活動資金、CROとの業務提携資金、PXBマウス及びPXB-cellsの供給体制の整備・拡充資金等が必要ということであり、本件第三者割当による調達資金は貴社の企業価値向上に資することが合理的に予想される用途に充当されるものと期待できます。また、貴社の現状の資金繰り、手元資金、財務状況、今後の営業利益及びキャッシュフローの状況並びに過去からのトレンドに基づけば、本資金調達の必要性が認められます。その他、貴社から受けた説明及び受領資料の内容について特に不合理な点も見いだせず、貴社には資金調達の必要性が認められると考えます。

本件第三者割当の相当性については、(ア)他の資金調達手段との比較に関しては、貴社から受けた説明及び受領資料によれば、他の資金調達手段として、有償の株主割当やライツオファリング、新株発行(公募又は第三者割当)、新株予約権発行のみによる調達、転換社債型新株予約権付社債のみによる調達及び間接金融による調達の検討したとのことで、株価に与える影響や貴社にとっての資金調達の確実性を考えると、新株予約権付社債と新株予約権の組み合わせで資金調達する方法が最も合理性があるとのことであり、その論理において特に不合理な点は見出せません。(イ)割当予定先については、貴社から受けた説明及び受領資料によれば、貴社のことを十分に理解している大株主である三和商事株式会社が属するグループの中核企業である三和澱粉工業株式会社、ヘルスケア業界において十分な投資実績がある株式会社ウィズ・パートナーズが組成するファンドであります。また、割当予定先の株式保有方針によれば、株式取得後も貴社の経営に大きな影響を及ぼさないものと想定できます。さらに、割当予定先のTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合(ウィズ・パートナーズ)との間に利害関係は存在しないこと、貴社において調査会社に委託して割当予定先及びウィズ・パートナーズの役員が反社会的勢力と関係を有するか否かの調査も行い、この調査の過程で特に問題のある情報は検出されず、割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の他の出資者についても反社会的勢力と関係がないことが確認されていることからすれば、割当予定先の選定に著しく不合理な点は認められません。(ウ)発行条件については、本件第三者割当の発行価格は、特に有利な発行価額及び払込価額には該当せず、また上述のように資金調達の必要性があることからすれば、有利発行によらないこととした判断にも一定の合理性が認められます。更に、外部算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが本件第三者割当にかかる新株予約権付社債と新株予約権それぞれについて算出した評価額を踏まえて決定されており、同社の評価ロジックも合理的であることから、第三者委員会としては、発行価格は相当であると判断します。その他の発行条件についても、貴社と割当予定先との間の投資契約書のうち主要な契約条件を検討し、特に不合理な点を見出しておらず、当該投資契約書については貴社の代理人として外部の法律事務所の弁護士の助言を得ているとのことで、その交渉プロセスにも不備がないものと思われまます。(エ)希薄化については、本件第三者割当により既存株主の持株比率及び議決権比率に相応の希薄化が生じるものの、本件第三者割当により調達した資金が貴社の主力事業の販路拡大や供給体制拡充のための活動に充てられることや、割当予定先であるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合がヘルスケア業界において豊富な投資実績を持つことからすれば、中長期的には、本件第三者割当が貴社の企業価値及び株式価値の向上につながる蓋然性は非常に高いと思われ、貴社の株主にとっては希薄化を上回るプラス効果があると思われまます。したがって、貴社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本件第三者割当による希薄化の規模については合理性が認められると考えます。

本件第三者割当が当社の少数株主に不利益を与えるものでないかどうかの点については、(ア)本件第三者割当の目的に関しては、前述のとおり貴社の主力事業であるPXBマウスの受託試験業務の更なる拡大等のための先行投資として、当該事業における研究開発・用途拡大のためのコンソーシアム活動資金、CROとの業務提携資金、PXBマウス及びPXB-cellsの供給体制の整備・拡充資金等に充当することを目的とするものであり、資金調達の必要性和合理性が認められます。(イ)割当予定先との協議・交渉過程の手續に関しては、貴社の代表取締役会長である藏本健二氏は、貴社代表取締役社長に就任した2005年11月より前の1996年4月から2003年3月までの間、割当予定先である三和澱粉工業株式会社の経営企画室長を務めていたものの、同氏が三和澱粉工業株式会社を退社したのは約16年11か月前に遡るものである上、同氏は本件第三者割当に係る割当予定先との協議・交渉には一切関与していないとのことであり、その他にも割当予定先との協議・交渉の過程に関して特段不合理な事情は認められません。(ウ)発行条件の公正性に関しては、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、既存株主の持株比率の更なる希薄化が生じる可能性がない上、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件は、当社及び割当予定先のいずれからも独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが算出した評価額を踏まえて決定されており、同社の評価ロジックも合理的であることから、発行価格は相当であると判断します。その他の発行条件について

も、貴社と割当予定先との間の投資契約書のうち主要な契約条件を検討し、特に不合理な点を見出し
ておらず、当該投資契約書については貴社の代理人として外部の法律事務所の弁護士の助言を得てい
るとのことで、その交渉プロセスにも不備がないものと思われま。加えて、当社監査役3名（うち
東京証券取引所の定めに基づく独立役員である社外監査役2名）から、本新株予約権付社債及び本新
株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でない判断した旨の意見を取得しております。（エ）
以上の点を踏まえれば、本件第三者割当による資金調達、当社の中長期的な事業拡大とそれによる
企業価値の向上に寄与するものであると認められ、当社少数株主にとって不利益なものではないと考
えます。

11. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権付社債の割当予定先である三和澱粉工業株式会社は、当社の支配株主（親会社）である三
和商事株式会社が属するグループの中核企業であることから、当社は、本件第三者割当について、株式
会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2の定めに基づいた手続きを講じました。

当社が2019年7月1日に公表したコーポレート・ガバナンスに関する報告書では、「4. 支配株主との
取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「当社と支配株主との間に取引
が発生する場合には、一般の取引条件と同様の考え方で取引を行うことを基本方針としており、稟議書等
の承認手続きを得ることによりしております。また、特に重要な取引が発生する場合は、取締役会で十分に審
議することで少数株主に不利益を与えることがないように対応してまいります。」と記載しております。
この指針に従い、当社は、前記「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載の通り、本件第三者
割当に関する決議を行った2020年3月13日の当社取締役会に先立ち、社外の専門家（弁護士法人大江橋法
律事務所の弁護士 若林元伸氏）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員である当社の社外監査役2
名（佐柄正春氏及び岡野浩巳氏）の計3名で構成された第三者委員会から、本件第三者割当の必要性及び
相当性について問題がなく、かつ当社の少数株主に不利益を与えるものではないと考える旨の意見を取得
し、加えて、前記「6. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」の⑦に記載の
通り、当社監査役3名（うち東京証券取引所の定めに基づく独立役員である社外監査役2名）から、本新
株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でない判断した旨の意見を取得
した上で、十分に審議の上、本件第三者割当に関する決議を行いました。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、三和澱粉工業株式会社への本新株予約権付社債の割当についてその公正性を担保するための措
置として、前記「6. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」の③、④及び⑤
に記載の通り、本新株予約権付社債の発行条件の決定に当たり、独立した第三者機関であるプルータス・
コンサルティングに対して価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の公正価値の算定結果を得たほか、上
記(1)に記載の通り、第三者委員会の意見及び当社監査役3名の意見を取得しております。

また、三和澱粉工業株式会社への本新株予約権付社債の割当について利益相反を回避するための措置に
関しましては、当社の代表取締役会長である藏本健二は、当社代表取締役社長に就任した2005年11月より
前の1996年4月から2003年3月までの間、三和澱粉工業株式会社の経営企画室長を務めておりましたが、
同人が三和澱粉工業株式会社を退社したのは約16年11か月前に遡るものである上、同人の三和澱粉工業株
式会社における最終の役職も経営企画室長であって取締役ないし執行役員を務めていたものではなく、ま
た同人以外の当社役員については三和澱粉工業株式会社との関係で利益相反となり得る立場の者は存在
しないことから、利益相反を回避するための措置は講じておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者か ら入手した意見の概要

前記「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載の「第三者委員会の意見」をご参照下さい。

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
連結売上高	1,228,813	902,366	1,228,363
連結営業利益	142,157	△268,618	△311,934
連結経常利益	133,293	△267,227	△279,684
親会社株主に帰属する 当期純利益	128,325	△270,791	△297,499
1株当たり連結当期純利益(円)	44.43	△93.36	△101.96
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	728.38	639.26	527.82

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

（2019年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に 対する比率
発行済株式数	2,934,000株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	220,500株	7.52%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は第18回新株予約権、第19回新株予約権、第20回新株予約権の合計です。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始値	2,450円	1,629円	1,028円
高値	3,775円	1,990円	1,180円
安値	1,475円	982円	572円
終値	1,613円	1,028円	716円

（注）各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

②最近6ヶ月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始値	956円	951円	875円	806円	751円	638円
高値	1,049円	1,039円	885円	834円	955円	718円
安値	942円	839円	817円	765円	668円	520円
終値	956円	875円	829円	768円	668円	547円

（注）1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 2020年3月の株価については、2020年3月12日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2020年3月12日
始値	562円
高値	602円
安値	547円
終値	547円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当なし

以上

**株式会社フェニックスバイオ 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項**

本要項は、株式会社フェニックスバイオ（以下「当社」という。）が2020年3月13日開催の取締役会の決議により2020年3月30日に発行する株式会社フェニックスバイオ 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社フェニックスバイオ 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。）
2. 募集社債の総額 金1,000,000,000円（額面総額1,000,000,000円）
3. 各募集社債の金額 金25,000,000円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金25,000,000円（額面100円につき金100円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 2020年3月30日
9. 申込取扱場所 株式会社フェニックスバイオ 管理部
広島県東広島市鏡山三丁目4番1号
10. 本社債の払込期日 2020年3月30日
11. 新株予約権の割当日 2020年3月30日
12. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に500,000,000円、及び三和澱粉工業株式会社に500,000,000円を割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
 - (1) 担保提供制限
当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
 - (2) その他の条項
本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。
16. 償還の方法
 - (1) 本社債は、2023年12月29日（以下「**償還期限**」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) 当社は、2020年3月30日以降、2023年12月28日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「**本社債権者**」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。以下本号において「**繰上償還日**」という。）の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部につき、当該償還の対象となる本新株予約権付社債の額面金額に、当該繰上償還日に応じて定められる以下に記載

の割合を乗じた金額で繰上償還することができる。

・2020年3月30日から2021年3月30日までの期間： 101.0%

・2021年3月31日から2023年12月28日までの期間： 102.0%

- (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、次に掲げる場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。以下本号において「繰上償還日」という。）の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額に110.0%の割合を乗じた金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

① 当社の組織再編行為（当社が消滅会社となる第三者との合併、当社が第三者の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割）

② 当社の事業及び資産の第三者への全部又は重要な一部の譲渡

③ 当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て

④ 当社の普通株式の上場廃止又はその決定

⑤ 当社によるその時点で残存する第21回新株予約権の一部又は全部の取得の決定

⑥ 当社が本社債権者との間で締結した本社債及び第21回新株予約権に関する投資契約に違反した場合であって、当該違反を治癒すべき旨の当社債権者からの催告後2週間以内に当該違反が治癒されない場合

⑦ 当社の株券等に対する公開買付けに関する本社債権者の事前承諾のない当社の意見表明

- (4) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告/書面をもって通知する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第15項第(1)号又は第16項の規定に違反し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

- (3) 転換価額
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「**転換価額**」という。）は、547円とする。
- (4) 転換価額の調整
当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**転換価額調整式**」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬としての株式を交付する場合（但し、当該譲渡制限付株式の数は、当社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションその他の発行済みの当社新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の6%以下とする。）、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含むが、当社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数の合計は、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬としての株式の数及び発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の6%以下とする。）を発行する場合を除く。）する場合
調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。
上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ④ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本④において「取

得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本号乃至第(8)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「**下方修正等**」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「**修正日**」という。)における本項第(7)号②に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
 - (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの**本項第(7)号④**に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号③乃至④における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

- ⑦ 本号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

- ④ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間
2020年3月30日から2023年12月28日までとする。但し、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、2023年12月29日以後に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先の一部との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、転換価額は547円とした。
- (15) 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求し

ようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (16) 新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
 - (17) 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
 - (18) 本新株予約権の行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
株式会社フェニックスパイオ 管理部
21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
22. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
23. 費用の負担
以下に定める費用は、当社の負担とする。
- (1) 第21項に定める公告に関する費用
 - (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用
24. 譲渡制限
本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
25. その他
- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
 - (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
 - (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

**株式会社フェニックスバイオ 第21回新株予約権
発行要項**

本要項は、株式会社フェニックスバイオ（以下「**当社**」という。）が2020年3月13日開催の取締役会の決議により2020年3月30日に発行する株式会社フェニックスバイオ 第21回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 株式会社フェニックスバイオ 第21回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）
2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は914,100株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数（以下「**交付株式数**」という。）は、100株とする。）。
但し、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項及び第12項の規定に従って、行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{交付株式数} \end{array} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項及び第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項及び第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
3. 本新株予約権の総数 9,141個
4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり金 100円
5. 新株予約権の払込金額の総額 914,100円
6. 申込期日 2020年3月30日
7. 割当日及び払込期日 2020年3月30日
8. 申込取扱場所 株式会社フェニックスバイオ 管理部
広島県東広島市鏡山三丁目4番1号
9. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に割り当てる。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「**行使価額**」という。）は、547円とする。但し、行使価額は第11項の定めるところに従い調整されるものとする。
11. 行使価額の調整
当社は、当社が本新株予約権の発行後、第12項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬としての株式を交付する場合（但し、当該譲渡制限付株式の数は、当社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションその他の発行済みの当社新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の6%以下とする。）、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含むが、当社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数の合計は、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬としての株式の数及び発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の6%以下とする。）を発行する場合を除く。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本号において「**取得価額等**」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項乃至第15項と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「**下方修正等**」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「**修正日**」という。）における第14項第(2)号に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号又は上記(i)による行使価額の調整が修正

日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第14項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(5) 本項第(3)号乃至第(4)号における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(3)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

(6) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第24項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(7) 本項第(1)号乃至第(4)号に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(1)号乃至第(6)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (4) 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
15. 第12項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第11項乃至第15項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間
2020年3月30日から2023年12月29日。
但し、第19項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の1週間前までとする。
18. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、1か月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。
 - (3) 本新株予約権者が、次に掲げる場合に、当社に対して、取得すべき日（行使期限より前の日とする。以下「取得日」という。）の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該取得日に、その保有する本新株予約権の全部又は一部を払込金額に110.0%の割合を乗じた金額で取得することを請求したときは、当社は、当該取得すべき日を取得日として、当該新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を払込金額に110.0%の割合を乗じた金額で取得することができる。
 - ① 当社の組織再編行為（当社が消滅会社となる第三者との合併、当社が第三者の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割）
 - ② 当社の事業及び資産の第三者への全部又は重要な一部の譲渡
 - ③ 当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て
 - ④ 当社の普通株式の上場廃止又はその決定
 - ⑤ 当社が本新株予約権者との間で締結した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権に関する投資契約に違反した場合であって、当該違反を治癒すべき旨の本新株予約権者からの催告後2週間以内に当該違反が治癒されない場合
 - ⑥ 当社の株券等に対する公開買付けに関する本新株予約権者の事前承諾のない当社の意見表明
20. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
21. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第

(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の払込金額は、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は、547円に決定した。
24. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第25項に定める行使請求受付場所（以下「**行使請求受付場所**」という。）においてこれを取り扱う。
 - (2) ① 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名押印した上、第17項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
② 本新株予約権を行使しようとする場合、本新株予約権者は行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第26項に定める払込取扱場所（以下「**払込取扱場所**」という。）の当社が指定する口座に振り込むものとする。
③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
25. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
26. 払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 広島支店
27. その他
- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
 - (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。